

小規模事業者経営改善資金融資制度

マル経融資のご案内

当所の推薦に基づいて日本政策金融公庫が、小規模事業者に運転・設備の必要資金を無担保・無保証人・低金利で融資する制度です。

ご融資対象	常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業〔宿泊業および娯楽業を除く〕の場合は5人以下）である事業者
ご融資額	限度額：2,000万円 （但し、1,500万円を超える場合は、事業計画作成等一定の要件があります）
ご返済期間	[運転資金] 7年以内（据置1年以内） [設備資金] 10年以内（据置2年以内）
融資利率 (R2.10.1現在)	年1.21%



■ マル経融資3つの特長 ■

【 ご利用いただける方 】

- ◆従業員数が小売・卸売・サービス業は5人以下、製造業・建設業・その他は20人以下（役員、家族従業員、パート、バイト等を除く）
- ◆所得税（法人税）・事業税・住民税を完納している方
- ◆鶴岡市内において1年以上事業を営んでいる方
- ◆鶴岡商工会議所の経営指導を原則として6ヶ月以上受けている方
- ◆日本政策金融公庫の融資対象業種の方

■ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、マル経融資を拡充しています。

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少している方
ご融資額	別枠1,000万円以内 ※新型コロナウイルス感染症に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分との合計で1,000万円となります。
ご返済期間	[運転資金] 7年以内（据置3年以内） 別枠の1,000万円以内 [設備資金] 10年以内（据置4年以内） 別枠の1,000万円以内
融資利率	【当初3年間】年0.31%（基準金利-0.9%）※基準金利1.21% 【4年目以降】年1.21%（R2.10.1現在）

※審査によりご希望に添えない場合もございますので、予めご了承願います。

※詳細については、当所にお気軽にお問い合わせ下さい。

鶴岡商工会議所 経営支援課（担当職員がご対応させていただきます）

〒997-8585 鶴岡市馬場町8-13

☎0235-24-7711 / fax0235-24-6171